

生活習慣病予防健診について

1. 令和8年度からの変更点における留意事項

<#1：健診ソフトウェア：ファイル選択画面・取下データファイル作成画面について>

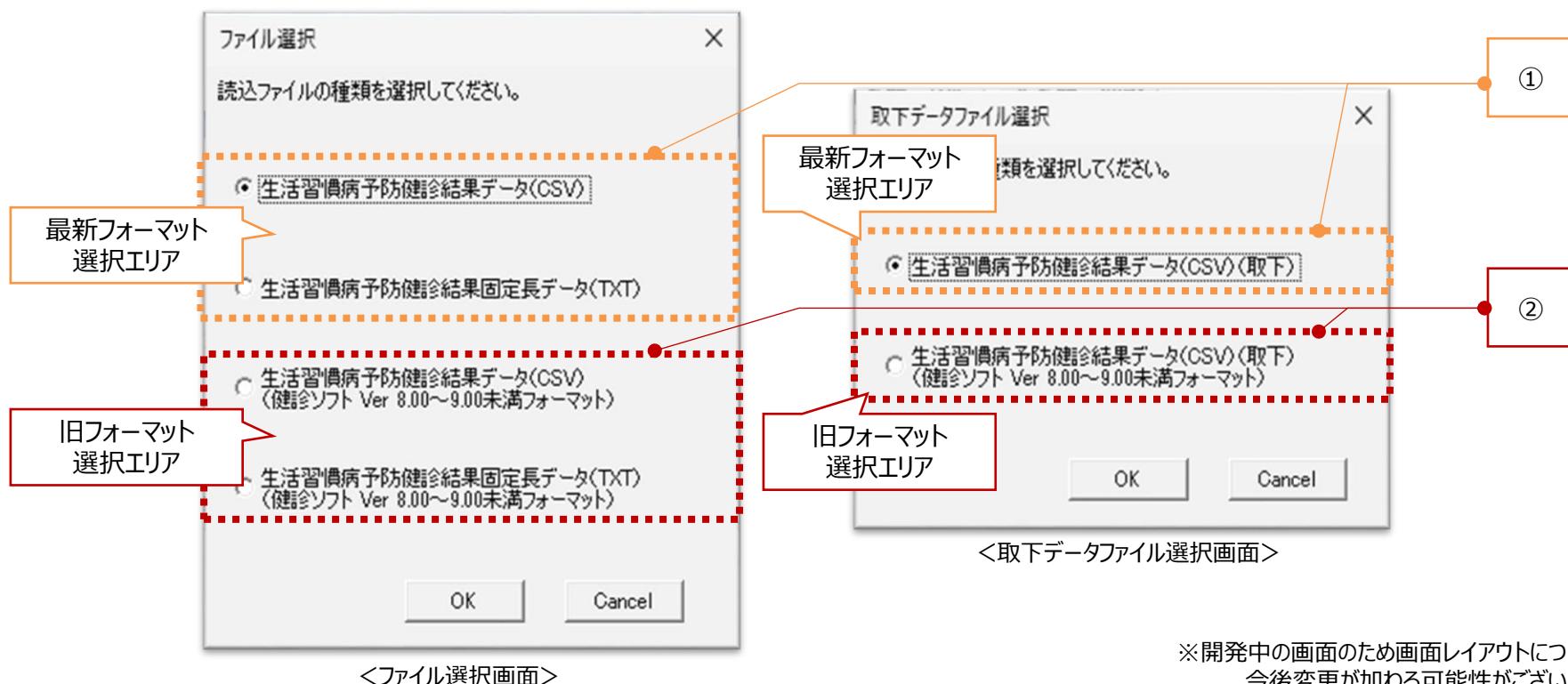
- ① 最新フォーマット選択エリアから読み込めるフォーマットは、今年(令和7年)の4月に協会けんぽのホームページで新たに公開した、令和8年1月以降のデータファイル仕様（Ver9.00以降）のフォーマットになります。
- ② 旧フォーマット選択エリアから読み込めるフォーマットは、現行の健診ソフトでは第三期制度改正のフォーマットですが、令和8年1月にリリース予定の健診ソフトでは、第四期制度改正のフォーマットとなり、第三期制度改正以前のフォーマットは読み込むことができなくなります。

第三期制度改正（令和5年度）以前のフォーマットを取り込みたい場合は、Ver8.04の健診ソフトウェアにて取り込んで確定ファイル出力後、保健事業の推進対応版（Ver9.00以降）の健診ソフトウェアにて再度取り込んでください。

また、保健事業の推進対応の健診ソフトウェアのリリース後、Ver8.04の健診ソフトウェアは協会けんぽホームページ等からダウンロードできなくなるため、第三期制度改正（令和5年度）以前のフォーマットを取り込みたい場合は、

現行の健診ソフトは各健診機関等にて削除せず保存しておく必要があります。ご留意ください。

また、現行の健診ソフトのデジタル署名は2027年2月22日で有効期限が切れるため、それ以降は使用できません。



1. 令和8年度からの変更点における留意事項

<#2：健診ソフトウェア：受診者郵便番号、受診者所在地、受診者電話番号について>

	内容
対象機能	健診ソフトウェア
留意事項	保健事業の推進（被保険者）対応後のインターフェース仕様では、受診者郵便番号、受診者所在地、受診者電話番号が追加となります。追加されるのはインターフェース上のみであり、健診ソフトの健診結果詳細画面上、当該3項目の入力欄が追加されるのは、令和9年度以降に実施予定の被扶養者対応時となります。
対応方法	受診者郵便番号、受診者所在地、受診者電話番号の項目にスペース（または空文字）以外の値が設定されていた場合、 <u>健診ソフトにて自動でスペース（または空文字）へ変換の上、取り込みを行います。</u> そのため、受診年月日が令和8年度以前のデータについては、受診者郵便番号、受診者所在地、受診者電話番号へスペース（または空文字）の値を設定いただいても、協会けんぽのシステムには登録されないため、ご承知おきください。

※詳細については次のページをご参照ください。

1. 令和8年度からの変更点における留意事項

留意事項 #2補足：受診者郵便番号、受診者所在地、受診者電話番号について

健診ソフト 健診結果詳細画面

令和9年度の被扶養者向けの対応において、健診ソフトで変更が予定されている点は以下の通りです。

＜令和8年度→令和9年度の健診ソフトの変更点＞

(1) 令和8年度（被保険者向け対応時）

(2) 令和9年度（被扶養者向け対応時）

1. 令和8年度からの変更点における留意事項

<#3：胃部に関する人間ドック健診の未実施減額の考え方について>

内容	
対象機能	健診ソフトウェア
留意事項	人間ドック健診において、胃部のX線検査は基本項目、上部消化管内視鏡検査はオプション項目であり、どちらかを実施する必要があります。 X線検査は実施せず、上部消化管内視鏡検査のみを実施した場合、X線検査は未実施の対象に含めません。
対応方法	オプション項目の上部消化管内視鏡検査のみを実施し、基本項目であるX線検査を未実施とする場合、健診結果詳細画面の「人間ドック未実施時の基本項目の金額（税込）」には、X線検査の金額を差し引いた基本項目の総額を入力せず、マスタ管理画面の内視鏡検査の単価欄に、上部消化管内視鏡検査とX線検査の単価の差額を入力してください。

※詳細については次のページをご参照ください。

1. 令和8年度からの変更点における留意事項

留意事項#3：胃部に関する人間ドック健診の未実施減額の考え方について

マスタ管理画面・健診結果詳細画面

通常の入力方法と合わせて、具体的な入力イメージを以下に示します。

<NGな入力パターン>（通常の入力方法）

基本項目	オプション項目	マスタ管理画面			健診結果詳細画面	最終的な健診費用
X線検査	上部消化管内視鏡検査	未実施時の減額の有無	基本項目単価	上部消化管内視鏡単価	人間ドック未実施時の基本項目の金額（税込）	
未実施	実施	有	35,000	10,000	32,000	42,000

<OKな入力パターン>

上部消化管内視鏡検査とX線検査の単価の差額を入力

基本項目	オプション項目	マスタ管理画面			健診結果詳細画面	最終的な健診費用
X線検査	上部消化管内視鏡検査	未実施時の減額の有無	基本項目単価	上部消化管内視鏡単価	人間ドック未実施時の基本項目の金額（税込）	
未実施	実施	無	35,000	7,000	—	42,000
未実施	実施	有	35,000	7,000	—（※）	42,000

前提)

人間ドック基本項目の単価：35,000円
(うちX線検査費) 3,000円

※X線検査は未実施であっても内視鏡検査を実施していれば必須項目を実施しているとみなすため、マスタ管理画面の「未実施時の減額の有無」で「有」を設定していても入力不要となります。

上部消化管内視鏡検査の単価：10,000円
X線と上部消化管内視鏡検査の差額：7,000円

1. 令和8年度からの変更点における留意事項

<#4：胃部、胸部の間接撮影について>

	内容
対象機能	健診ソフトウェア
留意事項	<p>健診ソフトのマスタ管理画面には、胃部、胸部の間接撮影の単価入力欄（※）がありますが、撮影方法については、現在概ねデジタル撮影に置き換わっているため、令和8年度より、直接撮影の単価に統一することとしました。</p> <p>今後、システム改修にて、間接撮影の単価入力欄については見直し（非活性にする等）を検討予定ですが、令和8年1月にリリースする健診ソフトにおいては、継続して当該項目（※）は残る形となるため、間接撮影の単価入力欄（※）には、直接撮影と同じ単価を入力いただくようお願いします。</p> <p>※具体的にはマスタ管理画面の一般健診にある下記の項目</p> <ul style="list-style-type: none">胸部及び胃部とも間接撮影胸部は直接撮影、胃部は間接撮影胸部は間接撮影、胃部は直接撮影胸部を間接撮影で実施し、胃部のみ実施しない場合胃部を間接撮影で実施し、胸部のみ実施しない場合
対応方法	<p>マスタ管理にある胃部、胸部の令和8年度以降の設定は下記の通り、直接撮影の各単価と同じ単価をマスタ管理画面の各間接撮影の単価入力欄へ入力してください。</p> <p>①「胸部及び胃部とも直接撮影」と同じ単価を入力 胸部及び胃部とも間接撮影 胸部は直接撮影、胃部は間接撮影 胸部は間接撮影、胃部は直接撮影</p> <p>②「胸部を直接撮影で実施し、胃部のみ実施しない場合」と同じ単価を入力 胸部を間接撮影で実施し、胃部のみ実施しない場合</p> <p>③「胃部を直接撮影で実施し、胸部のみ実施しない場合」と同じ単価を入力 胃部を間接撮影で実施し、胸部のみ実施しない場合</p>

1. 令和8年度からの変更点における留意事項

<#5：努力肺活量の単位変更について>

努力肺活量の単位が変更となります。

同一年度内に異なる単位が混在すると、システム上で単位の判別が困難となるため、本変更は年度単位の変更としております。

健診機関にて、受診年月日が令和7年度以前の場合は「CC」、受診年月日が令和8年度以降の場合は「L」（リットル）を入力ください。

呼吸機能	1	努力肺活量	1	100.00	L
		一秒量	1	100.00	L
		一秒率	1	100.00	%
		肺機能検査 (MVC)		111.00	%

2. 令和8年度の健診案内発送について

発送物

- ① 「生活習慣病予防健診等のご案内」
- ② 「生活習慣病予防健診等のご案内+ α 」（①を補足するリーフレット）

【内容】

- ・同封物一覧
- ・保健指導の面談方法の案内
- ・保健指導共同利用のご連絡
- ・事業者健診結果提供のお願い
- ・よくあるご質問

※内容は変更する可能性があります。

- ③ 「生活習慣病予防健診巡回健診日程表」
- ④ 「特定保健指導受診勧奨ポスター」
- ⑤ 「令和8年度生活習慣病予防健診健診対象者一覧」

▼ ① 「生活習慣病予防健診等のご案内」



発送件数

約90,000事業所

発送日

令和8年3月23日（月）

2. 令和8年度の健診案内について

各種印刷物の納品について

▼生活習慣病予防健診のご案内

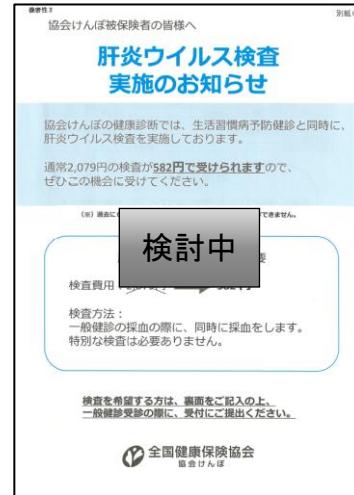


▼健診結果通知表の見方



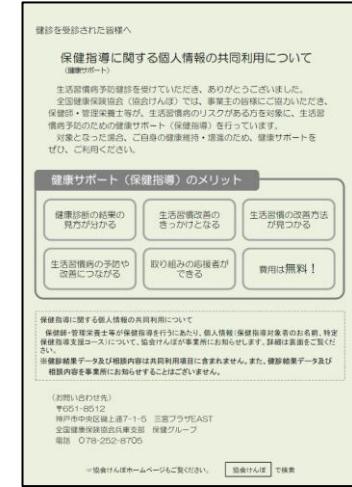
事務処理要領 別紙4

▼肝炎ウイルス検査の申込書



事務処理要領 別紙6

▼共同利用の案内



3月23日（月）頃に各健診機関に発送します。

3. 委託契約書について

生活習慣病予防健診委託契約書については、文言を追加・変更する必要があることから、あらためて作成し取り交わすこととします。

文言の追加・変更については、事務処理要領等を収録したCDに格納している新旧対照表をご確認ください。

送付日

3月4日(水) 予定

- 「当支部控え」と「健診機関控え」の2部送付します。
- 2部ともに必要な箇所に押印などしていただき、2部ともに当支部保健グループあて返送してください。
⇒ 押印方法などの詳細は、別途お知らせします。

返送期限

3月23日(月) 必着 【期限厳守】

- 返送していただいた後、当支部代表者印を押印し「健診機関控え」を3月末までに送付します。
- 3月末までに送付するために、上記返送期限について厳守していただきますよう、ご協力お願いします。

4. 請求事務等に関する留意点

請求期限について

①

生活習慣病予防健診の請求は、必ず実施月の翌月**20日**までに提出してください。
※請求の提出が遅れると要治療者の受診勧奨や保健指導の遅延につながります。
ご協力お願いします。

②

令和8年3月実施分の請求期限は、**令和8年4月15日(水)**です。
提出期限までのご提出にご協力お願いします。
※各種エラーがない状態で上記期限までに請求書、データともにご提出ください。
※提出が遅れるとお支払いができなくなりますので、請求期限を待たずに早期の提出をお願いします。

エラー内容について

①

健康保険証の記号・番号、氏名(カナ)の入力誤り
健診受診日の記号・番号を入力してください。請求時に誤りがないかご確認お願いします。

情報提供サービスの運用スケジュールについて

①

令和8年度分資格確認：令和8年2月9日(月)から開始

5. 生活習慣病予防健診の利用勧奨業務の募集について

下記のとおり年度初めに募集を行う予定です。募集時期は別途お知らせいたします。

委託事業内容

- ・参加健診機関を募集しますので、参加申請をしてください。
↓
- ・協会から、生活習慣病予防健診利用率が低く、ご希望の近隣エリアにある事業所様のリストを、 参加健診機関様へ送付します。
↓
- ・健診機関作成のパンフレット・DMの送付、または電話、もしくは訪問による生活習慣病予防健診の利用勧奨を行っていただきます。

健診機関の特色を活かした健診の利用勧奨を行ってください。